

下記の書類は、宛先人の所在が不明なため、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定に基づき公示送達をします。なお、この書類は日野町役場税務課において保管し、申出があればいつでも交付します。

令和8年6月22日

日野町長 堀江 和博



記

文書の内容	氏名
地方税法第13条に基づく 令和8年度固定資産税納税通知書 令和8年度固定資産税納付書 (全期分・第1期分)	谷元 仁一郎
	竹田 郁夫
	安田 正
	清水 貞剛 (共有者 和江)
	中村 與惣吉
	西川 九一
	田中 吉弘
	高橋 良江 (瀬川 松次郎分)
	宮川 謙造
	横田 定次
	亡相森經市相続財産
	有限会社 エム・イー・シー
	清水 裕二
	奥井 栄一
	奥井 澄子
	尾崎 きよ
	岡 昭
	木村 艶子
西川 勝治	
馬淵 和子	
竹内 成美	
以下余白	
注意	地方税法第20条の2第3項の規定により、告示のあった日から起算して7日を経過したときは書類の送達があったものとみなされます。